

公務員を元気に 国民を幸せに



# 自営兼業制度の見直しについて (概要)

令和7年12月  
人 事 院

# 自営兼業の承認基準の新設①：対象事業

- 令和8年4月より、「職員の有する知識・技能をいかした事業」及び「社会貢献に資する事業」について、承認基準を満たせば承認可能とする
- 見直しにより、職員のモチベーション向上等を通じた公務の活性化、職員が主体的に学びを深める機会の確保を通じた人材確保への貢献を期待

## 【自営兼業を承認可能な事業】

現 行

不動産等賃貸

太陽光電気販売

農業等

※家業を継承した場合のみ

+

新制度  
(R8.4~)

職員の有する知識・技能を  
いかした事業

事業イメージ：

- ハンドメイド品の販売
- スポーツや芸術の教室 等

社会貢献に資する事業

事業イメージ：

- 地域振興イベントの主催
- 高齢者対象の買物代行 等

# 自営兼業の承認基準の新設②：承認基準

▶ 新たに承認可能とする事業について、人事院が承認基準を設定。

➡ 職務専念義務、公務の公正な執行、国民の公務への信頼を確保

## 【新たな承認基準】

- <事業内容の確認> ✓ 所得税法第229条に規定する開業届を提出して行う  
✓ 事業計画書等（事業の目的、業務内容、営業日・時間、収入の予定年額等を記載）を作成して行う



## <職務専念義務、公務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保>

- ✓ 職員の官職と事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない
- ✓ 職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかである
- ✓ 上記のほか、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない



- 職員からの申請に対する承認は、上記基準に照らして各府省において行う。
- 人事院は、上記の基準に加え、承認に係る判断の目安（Q & A）を整備すること等により、安定的・統一的運用の確保に取り組む。

# 不動産等賃貸・太陽光電気の販売に係る自営の範囲の見直し

- ▶ 現行制度において自営兼業の承認対象とされている事業に関し、関連制度の動向を踏まえ、承認が必要となる規模に係る基準を見直し、承認事務を合理化

不動産等賃貸

【見直し前】

|      |         | 10室未満        | 10室以上        |
|------|---------|--------------|--------------|
| 賃料年額 | 500万円以上 | 承認必要<br>(自営) | 承認必要<br>(自営) |
|      | 500万円未満 | 承認不要         |              |

【見直し後】

|           |                             | 10室未満                       | 10室以上        |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|
| 賃料年額      | 床面積<br>600m <sup>2</sup> 未満 | 床面積<br>600m <sup>2</sup> 以上 |              |
|           | 1,000万円以上                   | R8.4～<br><u>承認不要に</u>       | 承認必要<br>(自営) |
| 500～999万円 |                             |                             | 承認必要<br>(自営) |
| 500万円未満   |                             | 承認不要                        |              |

太陽光電気の販売

| 定格出力 | 10kw以上 | 承認必要<br>(自営) |
|------|--------|--------------|
|      | 10kw未満 | 承認不要         |

| 定格出力   | 50kw以上  | 承認必要<br>(自営)          |
|--------|---------|-----------------------|
|        | 10～49kw | R8.4～<br><u>承認不要に</u> |
| 10kw未満 |         | 承認不要                  |

# 参考資料①

令和7年公務員人事管理に関する報告（令和7年8月7日人事院、抄）

## 3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

### (2) 時代に即した働き方の推進等

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められている。公務においても、職員の自己実現等につながる人事制度や、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を整備する必要がある。このような認識の下、本院は以下の取組を推進する。

#### ア 兼業制度（自営兼業）の見直し

本院は、令和6年の公務員人事管理に関する報告において、職員アンケートによる兼業に関する意識の把握や、民間企業へのヒアリングによる兼業・副業の実態の把握等を行いながら、兼業制度の見直しについて具体的な検討を進めていくこととした。

職員アンケートでは、今後、兼業を行いたいと思う職員が3割を超える、その内容としては、自分の趣味・特技をいかした活動や社会貢献につながる活動が上位を占めた。また、民間企業等へのヒアリングでは、兼業を認める企業においては、利益相反などのリスクを防ぐための要件が設定されていることや、兼業を認めることが採用や離職防止に好影響を与える事例があることが確認できた。

本院は、国家公務員が、職員の自己実現や社会課題の解決につながるような自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）を行うことは、職員の自律的なキャリア形成の促進やモチベーションの向上を通じて、本業にも好影響を与えるものであり、兼業を通じて職員が主体的に学びを深めることを可能とすることは、人材確保の観点からも有益であると考えている。

このため、国家公務員法第103条に基づく自営兼業制度において、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保するとの制度趣旨を前提としつつ、職員が有する知識・技能をいかした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう、本院において統一的な承認基準を新設する。また、自営兼業の申請・承認が必要な不動産賃貸及び太陽光電気の販売の範囲についても、時代の変化に即した見直しを行う。

新たな制度については、本院において、今後、関係者の意見も聞きつつ見直しの詳細について検討を進め、令和8年度から施行する。また、各府省における自営兼業制度の安定的・統一的な運用の確保や実態把握に取り組むとともに、その内容について、職員や公務を志望する学生等に広く周知していく。

## 参考資料②

### 人事行政諮詢会議 最終提言（令和7年3月、抄）

#### II 新時代の人事管理を実現するための具体的施策

Iで述べた課題解決に向けた対応の方向性の下、当会議としては、1. 国家公務員としての使命感を持って意欲的に働く公務、2. 年次に関係なく実力本位で活躍できる公務、3. 働きやすく成長を実感できる公務、4. 優秀な人材を惹きつけ、選ばれる公務という4つの観点から、以下のとおり具体的な施策を提言する。

#### 3 職員の意欲を高め成長を実感できる公務の実現に向けた環境整備

##### (2) 働きがいと成長実感を得られる環境

###### ② 主体的な学びの支援【全職員を対象／本提言から3年以内を目指】

###### ○ 兼業・副業経験の後押し

職務の公正な執行や公務の信用等を確保した上で、業務や職員の健康に支障のない範囲で兼業・副業を認め、自発的な公務外での経験を後押しするとともに、兼業・副業ができないと受け止められることが人材確保の障壁とならないようにすべきである。

こうした国家公務員としてのキャリア開発支援について着手できるものから実施するとともに、幹部・管理職員が部下職員の主体的なキャリア形成の必要性の理解を深め実践するための研修等を充実していく必要がある。